

[Tweet](#)

令和5年3月29日  
金融庁

相談・手続・採用情報

各種窓口のご案内

金融サービス利用者相談室

金融行政モニター

情報公開等

パブリックコメント

申請・届出・照会

入札公告等

採用情報

関連リンク

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

## 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第7号）等の改正に伴い、銀行法施行規則等について別紙1～別紙3のとおり改正し、所要の規定の整理を行いました。

今回の改正は、バーゼルⅢ最終化等に伴う他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理に係るものであり、行政手続法第39条第4項第8号で定める軽微な変更該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

なお、本件の内閣府令等は、いずれも本日付けで公布します。本改正の施行日は以下のとおりです。

- ・レバレッジ・バッファ比率に係る項目の追加は、令和5年3月31日より一斉施行となります。
- ・上記以外の改正は、バーゼルⅢ最終化に関する改正自己資本比率告示の適用と同時施行となります。すなわち、令和6年3月31日を原則としつつ、バーゼルⅢ最終化に関する改正自己資本比率告示を令和5年3月31日以降に早期適用する金融機関は、本件の内閣府令等についても同時に早期施行を行うこととなります。

(別紙1) [銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令](#)

(別紙2) [農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)

(別紙3) [経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)

### お問い合わせ先

金融庁監督局総務課監督調査室

Tel 03-3506-6000(代表) (内線3706、3852)

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

## サイトマップ

金融  
庁に  
ついて

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関  
情  
報

国  
際  
関  
係  
情  
報

アクセスFSA  
(金融庁広報誌)

---

[利用規約・免責事項/著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[アクセス](#)

[御意見・問い合わせ](#)

---

[各種情報検索サービス（EDINET等）](#)

[関連リンク](#)

---

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000

---